資料6

I 川島町学校給食センター調理等業務委託業者選定結果について

1 件 名

川島町学校給食センター調理等業務委託

- 2 指名委員会(平成28年12月8日開催)より指名通知のあった業者 ⇒ 6社
- 3 事業説明及び現地見学会

平成28年12月21日(水)

4 参加表明期間

平成29年1月16日(月)から1月20日(金)まで

- 5 参加表明した業者 ⇒ 3社
- 6 プレゼンテーション及びヒアリング

平成29年2月3日(金)

7 選考委員

川島町学校給食センター調理等業務委託選考要領(平成28年12月13日決裁) を策定し、委員5名を選任(学校給食センター運営委員会正副委員長、副教育長、 学校給食センター所長、栄養教諭)

得点:1,000 点満点

8 審査結果

事 業 者 (プレゼンテーション実施順)	合計得点
A社	7 3 7. 3
B社	5 4 0 . 0
(株) 東洋食品	8 5 8 . 8

9 選定業者

株式会社 東洋食品(代表取締役 荻久保 英男)

10 見積金額

117, 256, 000円 (3年間分、消費税別)

11 委託期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで(3年間) ※地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

12 予算

・平成29年度当初予算額

42,962,400円(消費税込)

・平成29年度契約額 42,314,400円(消費税込)

13 選定理由

企画提案に基づくプレゼンテーション及びヒアリングの結果、町が示した仕様 書・選定要項の基準を満たし、安全で安定的な運営が見込まれるため。

なお、選定業者の見積額は最低見積業者と256千円の乖離があったが、総額が 高いため、見積額を得点化した際にほとんど差が生じなかった。また、器具類の清 浄度を検査する機器の導入を見込んでいることや、受託開始時の配置職員の増員な どが提案されており、見積り差額を上回る費用効果が得られると判断した。

14 業者選定で重要視した項目

(株) 東洋食品は、

- ① 保健所関係出身者 22 名を中心とした衛生専門部署を有しており、定期的な 巡回指導や現場での指導方法が的確である。
- ② 事業者自らが行う衛生検査の実施内容・頻度(年3回以上)が適切であると ともに、不適合があった場合の対策も定められている。
- ③ 異物混入防止については、食材搬入から配送前まで点検を徹底するとともに、 有事の際に迅速に対処できる体制も備えている。
- ④ 給食センター方式の調理・配送業務の実績が豊富で、現在、県内で18セン ターの業務を受託しており、他の事業者を格段に上回っている。
- ⑤ 配置職員における正社員の人数が6人と多く、人員配置計画が適切であり、 災害時の人員配置等の危機管理の体制も整っている

(株) 東洋食品の概要 II

- 会社概要 *平成28年9月現在
 - ・創業昭和41年10月
 - ・資 本 金 3,000万円
 - 23支店、営業所445ヶ所 ・事業所
 - 10,048名(内、栄養士1,055名、調理師2,728名) ・従業員数
- 2 調理業務受託実績(センター方式) *平成28年度

- ・全国193センター (150自治体)
- ・県内18センター (15自治体)

(上尾市、蕨市、狭山市、ふじみ野市、三芳町、熊谷市、本庄上里(組合)、神川町、寄居町、行田市、春日部市、羽生市、三郷市、杉戸町、松伏町) ※川越市(平成29年9月~)

3 川島町における人員配置体制の提案

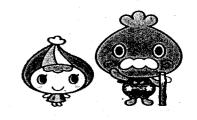
- ・正社員 業務責任者 (1名)、業務副責任者 (1名)、調理員 (2名)、調理兼配送員 (1名)、施設設備点検責任者兼ボイラー運転手 (1名)
- ・パート 調理員 (7名)、配送員 (1名)
 - ※ 正社員6名・パート8名 合計14名
 - ※ 受託開始時は増員予定

Ⅲ その他

- 1 埼玉県内自治体の調理業務委託状況
- ・委託実施自治体 43自治体 (センター方式 26、自校式 15、全面委託 2)
 - ・センター方式委託 26自治体(37センター)

学校給食調理等の民間委託を拡大します

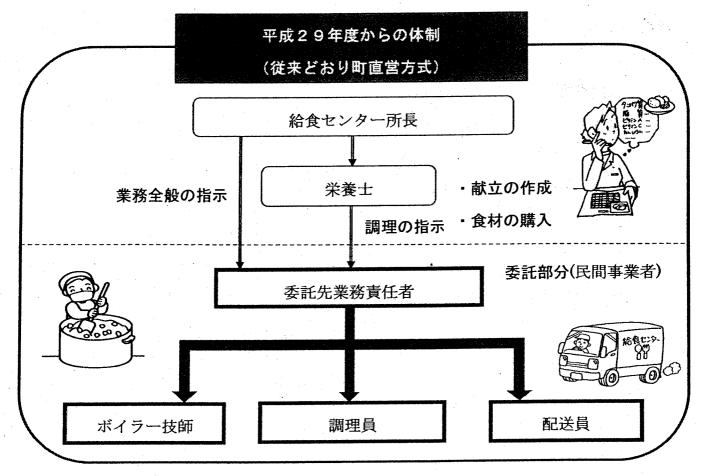
町では、安全・安心でおいしい給食の提供を第一に学校給食業務を行っています。こうした中で、平成24年度から調理や洗浄の補助、ボイラー運転において順次、民間企業への委託化を進めてまいりましたが、4月から委託する業務をさ



らに拡大することになりました。学校給食センターにおける委託の拡大は、民間企業の専門 的な知識・技術を活用し、業務効率の向上を図ることで、より充実した学校給食を提供する ために行うものです。

■運営は町の直営です。

献立作成や食材購入、調理の指示は、これまで同様、学校給食センターの栄養士が行います。このたびの委託の拡大は、いわゆる学校給食センターの「民営化」ではなく、学校給食業務の作業部分の委託を拡大するもので、学校給食の運営については、今後も、実施主体である町が責任を持って実施してまいります。



※施設・設備・備品及び配送車は、既存のものを使用します。